



旧加須消防署南分署の電力契約について

市が社会福祉協議会に無償貸与をしている旧加須南分署の電気料金等については、原油価格高騰などの影響により電力会社が新規契約を停止しているため、市が電力契約及び支払いを継続し、同協議会がその額を負担します。

■ 事業名

普通財産管理事業

(注) この事業は目的別に補正予算額を分けて説明しています。(議案説明資料No.9 参照)

■ 趣旨

本市の普通財産である旧加須南分署については、市有財産使用貸借契約書に基づき、社会福祉法人加須市社会福祉協議会が使用しており、その電気料金等については、同協議会が電力会社と契約を締結して支払うこととしていました。

しかし、原油価格高騰などの影響により電力が逼迫(ひっぱく)しているため、新規の電力契約が一時的に停止されていることから、同協議会との協議により、本市の現電力契約を継続し、同協議会が使用した電気料金等を本市が支払うとともに、同協議会から同等の負担額を受けるものです。

[経過]

年 月 日	内 容
令和4年4月1日	埼玉東部消防組合から加須南分署を加須市普通財産として無償譲受
6月13日	社会福祉法人加須市社会福祉協議会と市有財産使用貸借契約を締結
6月24日	同協議会から電力供給支援について要請を受ける。
6月30日	同協議会との協議により市が電力契約を継続することとし、同協議会が市に電気料金等を納付する協議書を締結

[今後の対応]

- 当分の間、市は電力会社及び電気保安管理会社との契約を継続します。
- 市は、加須市社会福祉協議会に対し、電気使用料と自家用電気工作物保安管理手数料の負担を求めます。
- 電力供給の逼迫(ひっぱく)が収束した場合は、市は現電力会社及び電気保安管理会社との契約を解除し、同協議会が新規に電力会社及び電気保安管理会社との契約を締結します。

■ 補正予算の概要

令和4年10月請求分以降(6箇月分)の電気料金等

- 電気料 318千円
- 自家用電気工作物保安管理手数料 90千円

■ 補正予算額 408千円 【諸収入あり】

〔財源内訳〕 社協：408千円 全額を加須市社会福祉協議会が負担